

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム
プログラム推進委員会の設置について

平成17年3月24日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 委員会の趣旨

- (1) 平成15年1月、「事業者及び国は、相互に十分連携しつつ、既存化学物質の有害性評価等を計画的に実施していくべきである」とする報告書¹が取りまとめられたところ。
- (2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成15年4月17日）において、既存化学物質の安全性点検については官民の連携による計画的な推進を図ることとされている²。
- (3) これらを踏まえ、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、広く国民に情報発信を行うため、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」（以下「プログラム」という。）を立ち上げることとした。
- (4) プログラムの実施にあたり、プログラムへの助言やその進捗状況の把握を行うため、プログラム推進委員会を設置する。
- (5) プログラム推進委員会は、以下の点につき検討し、厚生労働省医薬食品局長、経済産業省製造産業局長、環境省総合環境政策局環境保健部長に助言を行う。
プログラムの実施にかかる枠組みについて
プログラムの進捗状況について

2. 今後のスケジュール等

- (1) スケジュール
 - (ア) 平成17年3月以降、プログラムにおける官民の連携にかかる枠組みについて検討し、三省に対し助言を行い、その結果を公表する。
 - (イ) 平成17年度以降、毎年度毎の進捗状況を把握し、三省に対して助言を行い、その結果を公表する。
- (2) 推進委員会は公開とし、会議終了後に資料及び議事録をホームページ等にて公開する。

¹ 「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について」平成15年1月30日 厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会化学物質審査規制制度の見直しに関する専門委員会・産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質管理企画小委員会・中央環境審議会環境保健部会化学物質審査規制制度小委員会

² 平成15年4月17日 参議院経済産業委員会附帯決議 「既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的な推進を図ること。」